

## 対象者

当該年度に40歳～74歳の被保険者・被扶養者

### (要件)

- ・受診日当日に大同健保の加入者であること
- ・医療機関で実施する検査であること（自治体（市区町村）実施の検査は含まず）
- ・保険診療（保険証を提示し自己負担分を支払い）の検査を含まないこと

### 以下に該当する方は対象外となります

<被保険者・大同健保加入事業所勤務の任意継続被保険者>

- ・会社が実施する定期健康診断の対象者で、その健診を年度内に受診していない方
- ・人間ドックを受診して、その結果を勤務先へ報告（医療機関から直接報告を含む）している方  
\*事業主申請「健保補助」により、事業主へ費用補助する対象者となるため

<任意継続被保険者・被扶養者>

- ・大同健保から案内する「すまいるケンポ健診」を年度内に受診した方  
\*年度内に両方受診し、人間ドック等の補助費用も受け取られた方は人間ドックの補助分を返金していただきます

## 対象検査項目

### ① 人間ドック

参考：人間ドックの検査項目（日本人間ドック学会のHPより）

<https://www.e-ningendock.jp/inspection-item/>

(単独検診②～⑥は被保険者のみ)

- ② 胃部内視鏡
- ③ 大腸内視鏡
- ④ 胸部ヘリカルCT
- ⑤ 肺ドック（例 肺活量・胸部X線・胸部CT）
- ⑥ 脳ドック



## 費用補助

年度内（4月1日～翌3月31日）1人1検査を補助

該当年度の申請は、翌年4月15日までに大同健保に届くように手続きしてください。

補助額： 検査費用の半額（補助上限額 20,000円）

※100円未満の端数については、受診者の負担となります。

※勤務先で補助がある場合

検査費用から勤務先の補助額を差引いた額の半額（上限20,000円）となります。